森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

北海道足寄郡陸別町

　本町の森林面積は５０，５６３ヘクタールと総面積の８割以上を占めており、そのうち町有林は１，６９４ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は約１０，２４１ヘクタールあります。

　町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。また、近年の気象災害、害虫被害等の対策が優先され、伐採跡地の再造林が追い付かず無立木地が増加傾向にあります。本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

１　森林整備の推進

　本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は７割（全国：３割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては今後の森林の経営や管理について推進するよう働きかけを行います。また、経営計画を作成している森林については森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進、さらに造林事業の効率化を図るため森林施業に必要な作業道の整備を推進します。

２　人材育成・担い手確保

　町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は６社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善、安全対策への補助など、雇用環境の整備等により林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。また、機械購入･機械に係るリース料を補助し、造林作業の効率化を促進します。